部長及び参事官　　交指発第198号
殿　　令和５年７月５日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

車検拒否制度の運用について（通達乙）

車検拒否制度の運用については、「駐停車違反取締り要領の制定について（通達甲）」（平成平成28年４月28日交指発第107号）に基づき運用してきたところであるが、令和５年１月から電子化された自動車検査証（以下「電子車検証」という。）の交付が開始されることを踏まえ、これまでの通達を見直して、別添のとおり「車検拒否制度の運用」を制定したので、適正な運用をされたい。

別添

車検拒否制度の運用

第１　趣旨

この要領は、車検拒否制度に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　車検拒否制度の運用

車検拒否制度とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第１項の継続検査又は同法第67条第３項の構造等変更検査に係る自動車検査証の返付（以下「車検」という。）を受けようとする者が、その自動車が最後に車検を受けた後に、その自動車が原因となった違反について法第51条の４第13項の規定による督促（放置違反金納付命令を取り消されたものを除く。）を受けたことがあるときは、国土交通大臣等に対して、当該督促に係る放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならないこととされ、当該書面の提示がないときは、車検をしないとする制度である（法第51条の７第１項及び第２項）。

１　放置違反金滞納情報照会への対応

自動車の使用者若しくはその代理人又は自動車整備振興会会員の整備事業者（以下「整備事業者」という。）から、特定の自動車及びその使用者が法第51条の７第２項の規定による自動車検査証の返付拒否（以下「車検拒否」という。）の対象となっているか否か等の照会（以下「放置違反金滞納情報照会」という。）がなされた場合は、次のとおり対応すること。

なお、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る事項についても回答すること。

(1)　自動車の使用者本人又はその代理人からの照会への対応

ア　受付窓口

交通指導課又は各署交通課とする。

なお、電話、ファクシミリ等による照会は、受け付けないこと。

イ　照会の受理

別記第１号様式の放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）又はこれに準じた書式（以下「滞納情報照会書（本人・代理人用）」という。）により照会させること。また、照会があった場合は必要な本人確認を行い、照会者が代理人である場合は併せて別記第２号様式の委任状及びこれに準ずる書式（以下「委任状」という。）の提示を求め、それぞれその内容を確認すること。

なお、受理した滞納情報照会書（本人・代理人用）及び委任状は、３年間保存すること。

ウ　回答

交通指導課において放置駐車違反管理システムにより、必要事項を調査の上、受付所属において次のとおり回答すること。

(ｱ)　照会に係る自動車及びその使用者が車検拒否の対象となっている場合

別記第３号様式の放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）に、必要事項を記載して交付すること。

(ｲ)　照会に係る自動車及びその使用者が車検拒否の対象となっていない場合

車検拒否の対象となっていない旨を口頭で回答すること。

(2)　整備事業者からの照会への対応

ア　インターネット照会

継続検査等の手続を代行する整備事業者からの放置違反金滞納情報照会については、警察庁が一般社団法人日本自動車整備振興会連合会(以下「日整連」という。）に委託し、整備事業者がインターネットにより日整連のホームページを経由して照会しようとする自動車の番号標の番号を入力・送信すれば、これを車検拒否の対象となっている自動車の番号標の番号の下１桁を消去したものと照合することにより、当該自動車が車検拒否の対象となっている可能性があるか否かを回答する制度（以下「インターネット照会制度」という。）を構築している。

イ　県警察の対応

インターネット照会制度による照会の結果、車検拒否の対象となっている可能性があることが判明した自動車について、より詳細な情報提供を求めるための照会やインターネット照会制度を利用できない整備事業者からの照会には、次に掲げる照会に応じた方法により対応するものとする。なお、自動車整備振興会との間に、電子メールを活用した照会実施環境が整備された場合には、以下の(ｱ)に準じて運用する。

(ｱ)　ファクシミリによる照会

事前に自動車整備振興会が自動車整備事業者の整備事業場名、代表者氏名、所在地、認証番号、電話番号及びファクシミリ番号が記載されたリストを交通指導課に提出し、当該リストに掲載された整備事業者が別記第４号様式の放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）・同意書兼委任状及びこれに準じた書式（以下「滞納情報照会書（事業者用)」という。）を交通指導課が指定したファクシミリに送信することにより照会するので、交通指導課は同意書兼委任状欄に自

動車使用者の同意があることを確認し、放置駐車違反管理システムによる照会により必要事項を調査の上、次のとおり可能な限り迅速に回答すること。

なお、ファクシミリにより送信された滞納情報照会書（事業者用）は、３年間保存すること（原本については、整備事業者において３年間保管する。）。

ａ　照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合

別記第５号様式の放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）に必要事項を記載して照会者にファクシミリにより送信すること。

ｂ　照会に係る自動車及びその使用者が車検拒否の対象となっていない場合

車検拒否の対象となっていない旨を電話で回答すること。

(ｲ)　交通指導課及び各署の窓口における照会

(ｱ)のリストに掲載された整備事業者が滞納情報照会書（事業者用）を交通指導課又は各署交通課の窓口に提示して行うので、交通指導課において放置駐車違反管理システムによる照会をして(ｱ)に準じて回答すること。

なお、滞納情報照会書（事業者用）については、その写しを作成して３年間保存し、原本は整備事業者に返戻すること。

２　放置違反金等の納付書の再発行

(1)　窓口における再発行

納付書の再発行については、次のとおり行うこと。

ア　受付窓口

交通指導課又は各署交通課

イ　申請手続

別記第６号様式の納付書再発行申請書及びこれに準じた書式(以下「納付書再発行申請書」という。）により申請させること。また、申請があった場合は必要な本人確認を行い、再発行申請者が代理人である場合は併せて委任状の提示を求め、それぞれその内容を確認すること。

なお、受理した納付書再発行申請書及び委任状は、３年間保存すること。

ウ　交付手続

交通指導課において放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、受付窓口において申請に係る納付書を交付すること。

(2)　郵送による再発行

郵送による納付書の再発行については、次のとおり行うこと。

ア　受付窓口

交通指導課

イ　再発行手続及び交付

(1)のイ及びウに準じて再発行及び書類の保存を行うこと。また、違反車両の使用者であることを確認することができる現住所等を証明する書類等並びに納付書を返送するために必要となる封筒及び切手の同封を求めること。

3　放置違反金等を納付し、又は徴収されたことを証する書面の交付

(1) 領収証書等の交付

違反車両の使用者が指定金融機関等の窓口で放置違反金等を納付した際には、納付書に添付されている領収証書等が交付されるので、当該領収証書等をもって放置違反金等を納付したことを証する書面とする。

なお、領収証書等には、当該領収証書等に係る放置駐車違反の違反番号をあらかじめ記載しておくこと。

(2) 納付・徴収済確認書の交付

交通指導課長は、法第51条の４第14項の規定による地方税の滞納処分の例により、放置違反金等の全額を徴収した場合は、当該放置違反金等に係る自動車の使用者に別記第７号様式の納付・徴収済確認書を交付する。

(3) 書面の再交付

放置違反金等を納付した者が(1)の領収証書等を紛失し、又は放置違反金等を徴収された者が(2)の納付・徴収済確認書を紛失した場合などは、違反車両の使用者からの申請に応じ、次のとおり納付・徴収済確認書を交付して放置違反金等が納付又は徴収されたことを証する。

ア　警察施設における交付

(ｱ)　受付窓口

交通指導課及び各署交通課

(ｲ)　申請手続

別記第８号様式の納付・徴収済確認書交付申請書及びこれに準じた書式（以下「納付・徴収済確認書交付申請書」という。）により申請させること。また、申請があった場合は必要な本人確認を行い、交付申請者が代理人である場合は併せて委任状の提示を求め、それぞれその内容を確認すること。

なお、受理した納付・徴収済確認書交付申請書及び委任状は、３年

間保存すること。

(ｳ)　交付手続

交通指導課において放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請を受け付けた所属において当該申請に係る納付・徴収済確認書を交付すること。この場合において、納付・徴収済確認書には、当該所属の所属長の公印を押印すること。

なお、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る納付・徴収済確認書は、交付しないこと。

イ　郵送による交付

(ｱ)　受付窓口

交通指導課

(ｲ)　申請及び交付の手続

アの(ｲ)及び(ｳ)に準じて納付・徴収済確認書交付申請書の受理、納付・徴収済確認書の交付及び関係書類の保存を行うこと。また、違反車両の使用者であることを確認することができる現住所等を証明する書類等とともに、納付・徴収済確認書を返送するために必要となる封筒及び切手の同封を求めること。

4　車検拒否制度の施行に関する問合せ等への対応

自動車の使用者、当該使用者の代理人、整備事業者等からの車検拒否制度に関する問合せに対しては、交通指導課において、統一的かつ適切に対応すること。

（別記様式省略）